

加入員各位

東京織物厚生年金基金

「重要なお知らせ 事業主及び加入員の皆様へ 解散と将来返上・代行資産の前納について同意書の提出をお願いします」パンフレット 7 頁 基金解散についての Q & A 中の Q3 の A3 の訂正について

A3 の内容に一部誤解を招く表現がありました。ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正させていただきます。

A3 給付面につきましては、解散により上乘せ部分は無くなりますが、基金非加入の場合と同じ支給要件・金額となります。※

また、当基金の上乗せ部分の給付に係る掛金は、現在は事業主様の全額負担ですが、平成 16 年 4 月～平成 18 年 3 月までの 2 年間については、加算特別掛金として加入員の皆様にご負担いただきておりましたので、負担が加算年金に結びつかず掛け捨てになる場合があります。

(東織ねんきん第 93 号 2013 年 11 月号 6 頁 「解散」と「代行返上」の比較の表中、解散のデメリット欄に掲載してあります)

平成 12 年度から平成 14 年度の 3 年間の年金資産運用がマイナス (平成 12 年度：バブル崩壊の影響により -9.78%、平成 13 年度：同時多発テロの影響により -4.99%、平成 14 年度：デフレ不況の影響により -13.59%) となり、加算部分の年金積立金において不足金 133 億円が生じました。

この不足金を解消するために、平成 16 年 4 月から加算特別掛金として 4.1%の掛金率が設定されました。本来、積立不足を解消するための特別掛金は、全額事業主様の負担が原則でしたが、積立不足を解消するためには事業主様の負担だけでは賄いきれず、この状態を早期に抜け出すために加入員にも痛みを分かち合っていたいただき、4.1%の加算特別掛金のうち 0.45%を加入員の皆様にご負担いただくことになりました。

その後は、平成 15 年度+16.37%、16 年度+4.91%、17 年度+24.68%と年金資産の運用が好調であったことから、平成 18 年 4 月から加算特別掛金のうち加入員負担を廃止し全額事業主様負担の 3.6%となり、平成 19 年 4 月からは全額事業主様負担の 3%となって現在に至っております。

平成 16 年 4 月～平成 18 年 3 月までの 2 年間、加算特別掛金として加入員の皆様にご負担いただいた 0.45%の掛金につきましては、基金解散により加算年金が受けられなくなるため、基金解散時点において年金受給開始前の方については、将来の年金には結び付きません。しかしながら、この 2 年間に加入員にご負担いただいた金額約 4 億円があったからこそ指定基金や代行割れ基金にならず、これまで存続することが可能となりました。このたび、やむをえず解散を選択することにはなりましたが、事業主様の追加負担の必要もなく、国の代行部分の積立金 (最低責任準備金) を国に返還しても余剰金が出て、加入員の皆様にご負担いただける見込みとなったものです。

もし、この期間の加入員のお力添えがなかったら、見直し法の施行後は、平成 24 年度末の状況で純資産額が最低責任準備金の数字を下回り、代行割れ基金になっていたこととなります。年金受給開始前の加入員においては、負担が加算年金に結びつかず掛け捨てになってしまうという事実はありますが、今日までの基金存続の観点からは、決して無駄になっていないことをご理解いただけるかと存じます。

当基金の年金財政にとって非常に大きな支えになっていただき誠に感謝申し上げます。当時の加入員の皆様にご負担いただいた金額については、分配金に繋がるということでご理解ご了承をいただきたくお願い申し上げます。

※1 上乘せ部分の給付は 1 人 1 人違いますが、基金からお支払する退職年金の 10%程度が平均額です。

※2 老齢厚生年金の支給要件や在職老齢年金等、国に移行後に給付制限がかかる場合があります。(P6・その他の留意事項参照)